

## 地域安全まちづくり審議会「第4回企画部会」議事録要旨

### 1 日時

平成18年12月18日(月) 15:00~17:00

### 2 場所

県公館3階第2会議室

### 3 出席者

委員

池田委員(代理:森県経営者協会常務理事)、井上委員、岡委員(代理:伊窪神戸市立名倉小学校校長)、瀬渡委員、高田委員、山下委員

県側

木村地域協働局長、藤原地域安全課長、警察本部生活安全企画課長(代理:渡邊補佐)ほか幹事課室等

### 4 内容

#### (1) 地域安全まちづくり審議会中間報告案に係る県民意見提出手続きについて

- ・ 各指針において、防犯カメラの設置について言及しているが、防犯カメラの運用基準は必要ではないか。基本的には、設置場所の管理者が独自に運用基準を策定するが、県の施設に設置する場合は、自らの運用基準も必要になると思う。
- ・ マンション等の集合住宅に設置した防犯カメラと、コンビニ等に設置した防犯カメラとでは、管理方法が異なる。道路をはじめ、商店街、コンビニ、小売店、劇場、駐車場、病院等に設置する防犯カメラのガイドラインは、既にいくつかの自治体で策定されている。
- ・ 住宅や子どもの安全確保に関する指針については、「防犯カメラの適正な運用」としてプライバシーへの配慮について書いているが、他の指針には書いてない。深夜営業店舗等の指針に「防犯カメラの適正な運用」に関する表現を付加することについて、事務局において検討願いたい。

#### (2) 地域安全まちづくり推進計画(仮称)案について

- ・ 「第4 現状と取組の基本方向」の資料は、推進計画全体の構造がどのようになっているのかわかりにくい。
- ・ この推進計画により、実際に実践されるしくみがどのようになっているのか、また、これによってどのように効果を上げるのか、或いは、その効果はどのようにして分かるのかという部分がわかりにくい。
- ・ 最終的な指標としては、犯罪発生率になると思うが、これでは「風が吹いて桶屋が儲かる」というようになり距離が長いと思うので、そのプロセスをチェックするし

くみを考えることが必要である。

- ・ いわゆる「まちづくり」を防犯に活用することに異論はないが、「まちづくり」のための活動は、必ずしも防犯を目的とするものではないため、「まちづくり」のための活動を総合的に支援して地域力を向上させることが必要である。この推進計画は、防犯に関する部分を切り取って書いており、計画としてはこれでいいかもしれないが、実際に何らかの施策として実施するときには、「まちづくり」のための活動全般を応援するという形でなければ、現場ではうまくいかないと思う。
- ・ 参加者数といった数値は、施策を実施する目標に過ぎない。その施策による成果を何らかの形で確認していくべきである。
- ・ この推進計画によって、県が行う施策を示し、どれだけ実施したかということも大事であるが、例えば、助成事業の場合、事業を進めれば助成件数はどんどん多くなるものの、助成することで効果があったかどうかは分からない。この推進計画は、どのような施策をどれくらい実施するというアウトプットとしての数値目標はあるが、施策の成果であるアウトカム指標が示されていない。

施策の効果を考えたときに、どの施策については効果があり、どの施策は効果がなかったのか、あるいは当初の考えと違ってよりスムーズに行うことができたのか、できなかったのかということをもどどのようなしくみで把握するかである。

- ・ この推進計画に基づいて、様々な施策を推進することは非常によい。しかし、個別の行動を数値目標として設定し、それを達成する考え方のみでは、多分うまくいかないと思う。市街地周辺部の地域の力が落ちている地域で何らかの施策を推進しようとしたときに、単に防犯のみをアピールしてもうまくいかない。もう少し地域の人たちの努力によって、地域全体の「まちづくり」として、最低限を維持するといったことを考えるしくみが必要である。

この推進計画に基づく施策の実施により、防犯の面でも少し出てきた安心感を把握して、これをフィードバックするような取組も行わなければならない。単に事業の実施回数などでその施策を評価するのでは、間違った方向に行くこととも考えられる。

地域の中には、本当に弱い地域があり、その弱い地域が少しでも改善されたことを確認することは非常に大事である。稼げるところで点数を稼ぐといった考え方にならないようにしなければならないのであって、ほとんど稼げないところで少し稼いだことがその地域にとっては非常に意味がある。やはり地域ごとのモニタリングのようなしくみをつくり、それを評価することが大切である。

質的な面でいうと、まちづくり防犯グループに対するアンケート調査のように、実際、地域で活動されている方の意見を聞くとことも非常に大事なことで、その施策が浸透した後、それがどのような活動に発展し、また、グループの方がどのように感じているかなど調査することも大切である。

- ・ 刑法犯認知件数は、警察活動をはじめ色々な要因が作用して減少するものであり、直接的な指標にはできないと思う。しかし、ひったくり、空き巣、子どもの略取誘拐、強姦等については、地域住民の活動が活発になれば、現実には減少する。したがって、

刑法犯全体の認知件数ではなく、そういった地域社会に密接に関係している罪種を取り上げることで、成果指標になり得ると思う。

- ・ 条例第8条第3項において「地縁団体等は、高齢者、障害者、女性その他の犯罪による被害の防止」に関することを規定しているが、この推進計画では、障害者とか女性に対する視点が欠落していると思う。一人暮らしの女性や若い女性が犯罪のターゲットになることが多く、このような一人暮らしの女性は、地域社会とうまくかみ合っており、地域安全まちづくりという取組にもうまく巻き込めていないと思う。

こういった女性や、一人で暮らす若い人をどのようにしてこの活動の中に組み込んでいくのかといった視点も必要である。

- ・ 資料8頁の「現状」のとおり、刑法犯認知件数の増加、少年犯罪の増加、体感治安の悪化など、色々な現状が出現したことによって、この審議会が設置され、多くの費用と時間を費やして検討していることから、やはり犯罪の件数の減少とか、私たちの体感治安が向上するとかが目標になってくると思う。
- ・ 犯罪が減少することはいいことではあるが、減少することにより、その後、何も活動をしなくてもいいのではなく、いろいろな活動の中で持続的に防犯に取り組めるような「まちづくり」として全体の基盤をつくっていくことが大切である。
- ・ 学校の安全に関する活動主体は、指針の特徴に記載されているとおり、学校のみならず保護者等を含むものである。パトロールなどのソフト面では、保護者など、いろいろな方々との協力により行われるが、施設自体の整備については、基本的に教育委員会や学校の責務として行われるものである。指針には、ハード面の対策も盛り込まれていることから、もう少し検討願いたい。
- ・ 数値目標を掲げて、それに向かって推進することは当然であるものの「延参加者数」といった数値目標が随所にあるが、参加者の増加は、認識の広まりを示しているが、こういった数値目標でいいのかと思う。
- ・ 参加者の増加は、一つの数値目標ではあるが、参加した人がその後どのように変わったのか、あるいはその人が防犯という地域活動にどうかかわるようになったかというところを見なければならぬ。しかしながら、数値的な目標として、何が適切かといわれると難しいところである。
- ・ 推進計画の期間は3年であるが、この期間中にそれほどのことができるのかなという気もする。こういった活動は3年で終わるようなものでもないのに、数値目標の設定にこだわり過ぎない方がいいのかもしれない。ただし、ここに挙げた数値目標が、一体何を測るものなのかを考えなければならぬし、数値目標を達成することだけに走ってしまわないか気になるところである。

また、こうした数値目標とは少し別の形でのはかり方についても、合わせて考える必要があるように思う。

- ・ 推進計画による政策の打ち出し方と、その成果の測定については、都市部、都市近郊の郊外、ベッドタウン、農村部とではそれぞれ状況も異なり、中小の規模の都市部でも違ってくるので、このような地域の状況によって、政策パッケージの投入の仕方、

あるいは施策の打ち方、その成果の測定方法も異なると思う。そういう意味から、とにかく何か数値目標を設定することも大事ではあるが、それだけで効果を測定するという発想ではよくないと思う。